

令和 5 年度 指差呼称運動 活動方針

1 目標

港湾貨物運送業における第 1 4 次労働災害防止計画を踏まえ、今年度においては、特に、「船内荷役作業時における指差呼称」を重点として実施し、定着を図ることを目標とする。

2 スローガン

「全員参加で指差呼称」

3 実施事項

(1) 会員事業場

- ・ 経営トップによる指差呼称運動取組の表明
- ・ 作業の要所要所における指差呼称の励行
- ・ 特に、船内荷役作業時における指差唱和の実施・定着
- ・ 指差呼称指導員の選任及び指差呼称指導員研修会への参加
- ・ 指差呼称指導員を中心とした指差呼称定着化に向けた取組の推進
- ・ 安全パトロール時におけるパトロール員の指差呼称の励行及び実施状況の確認
- ・ 指差呼称強調月間における集中的な取組の実施
(安全パトロールの実施、ポスター・垂幕の掲示等)
- ・ 研修会への積極的な参加

(2) 支部・総支部

- ・ 総支部での指差呼称指導員研修会、指差呼称研修会の開催（2 総支部を目途）
- ・ 作業現場指導推進委員会等における指差呼称推進の意思統一
- ・ 安全パトロール時の指差呼称の普及指導
- ・ 指差呼称強調月間における集中的な取組
(安全パトロールの実施、ポスター・垂幕の掲示、研修の実施等)
- ・ 指差呼称実施の好事例の収集
- ・ 発表会、コンクール等の開催

(3) 本部

- ・ 推進委員会の開催
- ・ 指差呼称定着化研究会等の開催
- ・ 総支部等で開催する指差呼称指導員研修会、指差呼称研修会への安全管理士（員）の派遣等の支援の実施
- ・ 指差呼称強調月間の周知広報の実施
- ・ 指差呼称実施の好事例の収集等
- ・ 普及啓発用品（ポスター・垂幕・ワッペン等）の作成頒布
- ・ 安全パトロール参加時の指差呼称の普及指導
- ・ 全国港湾労働災害防止大会（神戸大会）における指差呼称演練の実施

指差呼称運動実施要領

(昭和63年10月 1日制定)

(令和 3年 3月11日改正)

1 運動の趣旨

港湾貨物運送事業における労働災害は、長期的には着実に減少しているが、いまだ重篤災害、休業災害ともに、あとを絶たない状況である。

また、これらの労働災害の中には、その原因の一つにヒューマンエラーが関連する災害もみられる。

このヒューマンエラーを未然に防止し、作業を正確、安全に実施する手法として指差呼称が工夫され、大きな効果を挙げており、多くの産業、企業に普及しつつある。

港湾貨物運送事業においても、昭和63年10月1日から労働災害の減少を図るために本運動を展開し、指差呼称の導入及びその普及・定着を図ってきたところであるが、いまだその定着が十分には進んでいない状況にある。

このため、指差呼称運動実施要領を改正し、指差呼称運動の一層の定着化を推進することとする。

2 運動の目標

始業時、終業時及び作業の要所要所における指差呼称の定着

3 スローガン

「全員参加で指差呼称」

4 実施者

港湾労災防止協会 本部、総支部、支部、会員事業場

5 実施事項

(1) 指差呼称定着推進委員会の設置

本部に、推進委員会を設置し、定着化の目標及び活動方針を設定する。

(2) 指差呼称強調月間の設定

毎年6月を指差呼称強調月間とし、重点的に指差呼称の定着に取り組むとともに、集中的に広報・啓発等を実施する。

(3) 指差呼称指導員の選任と指差呼称指導員による定着化の推進

会員事業場は、指差呼称運動を推進するために指差呼称指導員を選任し、指差呼称の定着化を図る。

(4) 指差呼称の定着を主眼とする研修会等の開催

本部及び各総支部において、指差呼称指導員の育成及び指差呼称の定着を主眼とする研修会を開催する。また、全国港湾労働災害防止大会において、指差呼称のモデル演練を行う。

(5) 港湾安全パトロール実施時における指差呼称の定着状況の確認及び指導

各総支部・支部において実施する港湾安全パトロール等において、指差呼称の定着化の状況を確認し、必要に応じて支援・指導を実施する。

(6) 定着化推進のための資料及び用品の配布

本部において、指差呼称の定着が図られた事例等を掲載した資料集及び普及啓発のための用品を作成し、配布する。